

伊勢市行財政改革大綱実施計画一覧表

1 財政健全化 ~ 財政的な「自立」 ~		実施年度				所管
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
個別方針						
歳入の一層の確保に努めます						
収納率の向上	市税、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料、上水道料金、下水道使用料等の収納率を向上します。 平成17年度収納率(現年分・滞納繰越分合算) 市税 89.6% 国民健康保険料 74.5% 介護保険料 97.2% 住宅使用料 87.7% 上水道料金 92.2%(平成16年度) 下水道使用料 90.7%(平成16年度)	【共通事項】 職員等による自主納付の推進 各金融機関での口座振替勧誘の推進 滞納処分の実施 【市税・国民健康保険料・介護保険料】 徴収嘱託職員による新たな徴収体制により、新市全区域での臨戸訪問による早期対応 【市税】 コンビニ収納の督促状での対応の検討 【国民健康保険料】 2割軽減申請書未提出者への催告の実施 【国民健康保険料・介護保険料】 催告書・呼出状の効果的な送付(短期証・資格証=国民健康保険料のみ)により、納付相談の機会の増大・分割納付等の納付指導を実施 【住宅使用料】 長期・悪質滞納者への法的措置の実施 連帯保証人への納付指導依頼及び請求 【上水道料金】 誓約不履行者に対する強制停水の徹底 【下水道使用料】 上水道料金の強制停水に基づく下水道使用料との連携の徹底	【共通事項】 【市税・国民健康保険料・介護保険料】 【市税】 コンビニ収納に対応する市税すべての当初賦課の検討 【国民健康保険料】 【国民健康保険料・介護保険料】 【住宅使用料】 【上水道料金】 【下水道使用料】	【共通事項】 【市税・国民健康保険料・介護保険料】 【市税】 コンビニ収納に対応する督促状の実施 【国民健康保険料】 【国民健康保険料・介護保険料】 【住宅使用料】 【上水道料金】 【下水道使用料】 下水道使用料徴収業務の一部民間委託の開始	【共通事項】 【市税・国民健康保険料・介護保険料】 【国民健康保険料】 【国民健康保険料・介護保険料】 【住宅使用料】 【上水道料金】 【下水道使用料】 【上水道料金・下水道使用料】 水道料金、下水道使用料の徴収業務の一括民間委託の開始	収税課 課税課 医療保険課 介護保険課 建築住宅課 上下水道部料金課
受益者負担(使用料・手数料等)の適正化	使用料・手数料等の受益者負担について適正な金額かどうかの検証を行い、受益者負担を適正化します。	・適正化に向けた考え方の整理 ・課題解消策の整理	・経費の算出、削減策、利用率向上策の検討 ・受益者負担適正化基準の策定 ・受益者負担を求める事業等の検討	・受益者負担適正化案の決定 ・条例改正を含めた手続 ・市民周知	・受益者負担の適正化	財政課 関係各課
広告収入の獲得	市の資産等を広告媒体として有効活用し、広告収入を獲得します。	・封筒への広告掲載について検討 ・広報紙・ホームページのバナー等広告掲載の検討	・封筒を含めた広告媒体への広告掲載について庁内検討委員会を設置	・実施可能な広告媒体から随時実施		管財契約課 関係各課
基金の効果的活用と効率的運用	各種基金の活用基準、資金運用基準を策定し、繰替運用による一時借入金利息の軽減や債券運用益を増加させます。	・基金の現状把握 ・繰替運用必要額の推計 ・運用可能期間・可能額の推計 ・繰替運用の活用と利子負担軽減	・基金の整理統合等も含めた基金の活用基準の策定 ・資金運用の基準策定	・基金の活用、資金の運用		財政課 収入役室 関係各課

伊勢市行財政改革大綱実施計画一覧表

1 財政健全化 ～財政的な「自立」～		実施年度				所管
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
個別方針						
歳出の可能な限りの削減を行います						
事務事業の見直し	限られた行政資源を最も有効活用するため、行政の担うべき役割を再度見直し、効率的・効果的な事業実施に向けた事務事業の再編・整理・廃止・統合を行います。今後は行政経営システムを構築し、その中で事業の選択と集中を行います。					
職員研修事業の見直し	これまでの外部講師の招聘、派遣研修のあり方を見直し、同等の成果が見込まれるものについては、庁内講師を最大限に活用するなど工夫します。		・見直し			政策課
市史編さん事業の見直し	歴史資料としての価値を損ねない範囲内で、巻数の見直し等を行います。		・見直し			総務課
環境管理システム(ISO14001)の見直し	外部機関の認証を受ける現在の体制を改め、自己宣言をする中で、環境負荷の低減、地域の環境保全など、継続して取り組みます。			・認証を返上し自己宣言	・自己宣言の中で環境管理システムを継続	環境政策課
市単独扶助費等の見直し	市単独扶助費等に関し、現在の社会情勢等に照らし合わせ、その継続について検討し見直します	・該当部において検討会を設置し、検討	・見直し			福祉総務課 関係各課
保育所の統廃合	一之木・宮後・中島保育所を統廃合し、休日保育、延長保育を行う施設を新設します。	・移行準備(一之木・宮後保育所縮小)	・新施設設置			児童長寿課
老人乗合バス運賃助成事業、福祉バス運営事業の見直し	旧伊勢市の老人乗合バス運賃助成事業を見直し、旧小俣町の福祉バス運営事業を廃止して、新市の行政施策として、コミュニティバスを導入し、公平かつ効率的・効果的に実施していきます。	・コミュニティバス導入の準備	・老人乗合バス運賃助成事業の縮小 ・小俣福祉バス運営事業の廃止 ・コミュニティバス導入			まちづくり推進課 児童長寿課 福祉健康課(小俣総合支所)
イベント等の見直し	市が主催又は共催するもののほか、人的・財政的支援を行っている各種イベントについて、成果等を検証し、そのあり方を見直します。	・見直し				観光政策課 関係各課
総人件費の削減	定員適正化計画に基づく人員削減や時間外勤務の削減、職務・職階・職種に応じた給料表の適正な運用、諸手当の見直しなどにより総人件費を削減します。	・庁内応援体制の確立などによる時間外勤務の削減 ・専門職の給与体系の見直しに向けた状況調査 ・諸手当について、国家公務員基準等を参考にした見直し	・専門職の給与体系の見直しについての関係機関調整	・職務・職階に応じた給料表の運用 ・専門職の給与体系の見直し		職員課 財政課 政策課 関係各課
民間委託等の推進	「民間でできることは民間で」を基本に、サービス水準の維持・向上、経費削減が図られるものについては、事業の外部委託化を進めます。定員適正化計画との連動を図りながら、絶えず見直しを行い、継続して実施します。					
電算関連業務の一部委託	パソコンや周辺機器の障害対応、ネットワークの配線、職員からの電話による問合せなどの業務を民間事業者へ委託します。	・委託業務にかかる業務量の調査・把握	・委託準備	・職員1人分の業務を委託(現行業務の25%)	・さらに職員1人分の業務を委託(現行業務の50%)	電算システム課
指定管理者制度の導入推進	平成18年9月1日現在、63施設が既に導入済です。民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、離宮の湯についても指定管理者制度を導入します。小俣図書館など、その他の施設も、導入を検討します。		・指定管理者制度導入(離宮の湯)			行政改革推進課 生活環境課(小俣総合支所) 関係各課
下水道使用料の徴収業務の委託	下水道使用料の徴収業務について段階的に委託を行います。	・業務委託のデータ整理・基礎調査	・徴収業務委託仕様書の作成 ・必要経費の積算(見積り調査)	・業務委託	・既の実施している水道料金の徴収業務委託との統合	上下水道部料金課

伊勢市行財政改革大綱実施計画一覧表

1 財政健全化 ~ 財政的な「自立」 ~		実施年度				所管
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
個別方針						
公の施設の見直し、再編、廃止	必要性、利用状況、コスト、成果などの観点から施設の総点検を行い、その結果に基づき、統合、廃止、転用などの見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 施設調査の実施 公の施設の統廃合等の基準づくり 統廃合等の計画検討 	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 		政策課 関係各課
補助金・負担金の見直し	市民と行政の協働、費用対効果の視点から補助金・負担金を抜本的に見直します。	<ul style="list-style-type: none"> 補助金・負担金の洗い出し 市民を主体とした第三者機関である「補助金・負担金検討会議(仮称)」の設立 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金・負担金検討会議における交付基準の作成と、基準に基づく補助金・負担金の見直し(平成20年度予算に反映) 			政策課 関係各課
第三セクターへの関与のあり方の見直し	学識経験者等で構成される検討委員会を設置し、第三セクターに対する人的、財政的関与のあり方について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会を設置し、第三セクターへの関わり方について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 方針決定 			農林課
伊勢市土地開発公社への関与のあり方の見直し	土地取得の組織体制を整備し、人的関与のあり方を整理します。		<ul style="list-style-type: none"> 公共用地取得担当部署を設置し、土地開発公社から公共用地取得担当職員1人の派遣 			監理課 職員課
債務を整理していきます						
適正な公債管理	公債管理のガイドラインを策定し、市債残高の縮減、基礎的財政収支の均衡を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 適正な公債管理のガイドライン策定 ガイドラインに基づく目標年次の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン・目標年次計画に基づく公債管理の開始 			財政課
財産の効率的・効果的運用を図ります						
普通・行政財産の有効活用	不用品の処分方針を策定し、未利用、低利用などの不用品について、売却、貸付けなどを行います。 老朽化により空家となっている医師住宅について、借地転用、売却処分などの有効活用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 不用品処分方針の策定 不用品の処分 医師住宅としての要否の検討、土地・建物の詳細調査、活用方法等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 不用品の処分、有効活用 			管財契約課 上下水道部 上水道課 病院総務課 関係各課

伊勢市行財政改革大綱実施計画一覧表

2 市役所改革 ~組織としての「自立」~		実施年度				所管
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
効率的な組織に見直します						
経営戦略会議の意思決定機能の強化	最高意思決定機関である経営戦略会議の機能強化を図るため、運営方法を改めます。	・審議事項と報告事項の区分を設定 ・審議事項については、その結論(決定・不決定・継続審議)を明確化				政策課
行政経営システムの構築	限られた行政資源を選択と集中により最有効活用し、市民満足度の高いサービスを提供するため、成果を評価軸としたPDSサイクルによるシステムを構築します。	・行政経営システムの検討	・行政経営システムの確立 ・行政経営システムの試験運用	・行政経営システムの導入 ・政策、施策を対象とした予算枠配分の導入(平成21年度予算)		政策課 財政課 行政改革推進課 関係各課
職員数の適正化	市役所のあり方を考え、また中長期的な施策・業務見直しを立てて、アウトソーシング等を活用しながら、今後5年間で職員を100人減らします。	・年内に今後5年間の職員の適正配置を計画した定員適正化計画を策定			・平成22年4月1日における対平成18年4月1日の職員数を90人減員 (1,674人 1,584人 5.4%減) 平成22年4月1日における対平成17年4月1日の職員数を129人減員 (1,713人 1,584人 7.5%減) (教育長を含み、広域環境組合出向職員を除く。)	職員課 関係各課
組織の見直し	「市民にわかりやすく、職員が仕事のしやすい組織」を基本に、住民ニーズに迅速、的確に対応できるような機動的かつ簡素で効率的な組織づくりを行います。	・機構改革検討委員会での検討	・機構改革の実施 (新たなポストの設置は行わない)			職員課 関係各課
庁舎等施設の有効利用	合併協議において、旧町村の庁舎は「当分の間、総合支所として活用する。ただし、新市の行財政改革の進捗にあわせ、随時見直しを行う。」となっています。これを踏まえ、市民サービスの維持を前提として、一部分庁方式も含め、庁舎の有効利用を進めます。	・庁舎等有効利用検討プロジェクトにおいて調整し、総合支所連絡会議、経営戦略会議で方向性を確認 ・小俣総合支所の工事完了(教育研究所移転用)、有効活用検討 ・二見総合支所議場の改修工事	・小俣総合支所2・3階の有効活用 ・御園総合支所2・3階の有効活用検討	・御園総合支所2・3階の有効活用	・第 期(合併後5年間程度)の前倒しを前提に更に効率的な再編を進め、施設の有効利用	合併調整室 関係各課
電子入札の導入	工事、コンサルタント業務を始め、物品、物件を含めた電子入札システムを導入し、サービスの向上、入札業務の効率化を進めます。	・導入するシステムの決定	・システム試行運用	・システム本格稼動(職員2人減)		管財契約課
行政情報システムの共同化	県及び県下各市町と共同で共有デジタル地図(都市計画図)を整備すると共に、この地図を活用して統合型地理情報システム(GIS)を構築し、関連業務の効率化を進めます。	・共有デジタル地図作成(実施率30%)	・共有デジタル地図作成(実施率60%)	・共有デジタル地図完成(実施率100%)		電算システム課 関係各課
経営品質に関する評価基準の導入	経営品質(窓口サービスなど)に関する評価の基準を導入します。	・情報収集、検討	・導入案の作成	・導入説明会等による庁内周知と意思統一	・評価基準の導入	政策課
法令遵守制度の確立	市民の利益を保護し、また公正な職務の遂行を確保するため、内部通報体制等の公益通報保護のガイドライン、不当要求行為等の対策に関するガイドラインを策定します。	・公益通報保護のガイドライン策定 ・不当要求行為等の対策に関するガイドライン策定				行政改革推進課
情報セキュリティ対策の推進	システム、組織、職員を含めた総合的な情報セキュリティ対策を講じ、情報漏洩や外部からの侵入による情報改ざんなどを防ぎます。	・庁内クライアントパソコンの更新(実施率50%) ・セキュリティプログラム配信システムの導入 ・セキュリティポリシー(市の情報セキュリティの基本方針)の見直し ・内部監査の実施	・庁内クライアントパソコンの更新(実施率100%) ・庁内ネットワークの改良 ・内部監査の実施	・ネットワーク管理システムの構築 ・内部監査の実施	・サーバ入退出管理システムの導入 ・クライアント配信システムの導入 ・内部監査の実施	電算システム課
就学前の子どもに関する教育・保育の充実	幼稚園及び保育所の適正配置と運営を検討するため、検討委員会を設置し、「伊勢市就学前教育・保育に関する整備方針」を定めます。	・「庁内検討会議」の設置および開催 ・「伊勢市就学前教育・保育検討会議」の設置および開催	・「庁内検討会議」の開催 ・「伊勢市就学前教育・保育検討会議」の開催 ・「伊勢市就学前教育・保育検討会議」からの提言のまとめ	・「庁内検討会議」の開催 ・「就学前教育・保育整備方針」の策定 ・幼稚園・保育所・認定こども園の運営方針および施設整備方針の策定	・「庁内検討会議」の開催 ・「就学前教育・保育整備方針」に基づいた実施および進行管理	児童長寿課 学校教育課

伊勢市行財政改革大綱実施計画一覧表

2 市役所改革 ~組織としての「自立」~		実施年度				所管
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
個別方針						
意識、能力の高い職員を育成します						
人事制度の再構築	職員のモチベーションを高め、組織を活性化するため、昇任・昇格試験制度、希望降格制度を導入するとともに、新たな勤務評価システムの確立に向けた取り組みます。	・制度導入のための情報収集	・昇任、昇格制度の構築、希望降格制度の構築	・昇任・昇格制度、希望降格制度の導入 ・勤務評価システムの試行	・勤務評価システムの導入	職員課
人材育成アクションプラン(研修・ステップアップデザイン・事業創造制度)の実施	職員の知識・意識を高め、やるべきことをやるべき時に実践する能力を身に付けるため、人材育成アクションプランに基づくISEプロジェクトの一環として各種研修、ステップアップデザイン、事業創造制度に取り組みます。	・研修後アンケート結果 ：業務向上度70%意識向上度70% ・ステップアップデザイン ：デザイン構築度5% ・事業創造制度 ：策定件数1件、能力向上度80%	・研修後アンケート結果 ：業務向上度75%意識向上度75% ・ステップアップデザイン ：デザイン構築度10% ・事業創造制度 ：策定件数2件、能力向上度85%	・研修後アンケート結果 ：業務向上度78%意識向上度78% ・ステップアップデザイン ：デザイン構築度15% ・事業創造制度 ：策定件数2件、能力向上度85%	・研修後アンケート結果 ：業務向上度80%意識向上度80% ・ステップアップデザイン ：デザイン構築度20% ・事業創造制度 ：策定件数3件、能力向上度90%	政策課
改善の風土を根付かせます						
人材育成アクションプラン(業務改善制度・職員提案制度)の実施	現状に留まらない改善意識を持ち、常に考え、向上する風土を形成するため、人材育成アクションプランに基づくISEプロジェクトの一環として業務改善制度、職員提案制度を実施します。	・業務改善：取り組み件数10件 ・職員提案：提案件数20件	・業務改善：取り組み件数15件 ・職員提案：提案件数25件	・業務改善：取り組み件数20件 ・職員提案：提案件数28件	・業務改善：取り組み件数25件 ・職員提案：提案件数30件	政策課

伊勢市行財政改革大綱実施計画一覧表

3 市民力活性化 ~「自立」した地域~		実施年度				所管
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
個別方針						
行政情報の提供、住民との共有を目指します						
原則公開のガイドラインの策定	一定の行政情報について、開示請求を待たずに公開する自主公表義務を基本とし、審議会等の会議内容など、それ以外の情報についても積極的に提供する旨のガイドラインを策定します。	・公開ガイドラインの策定、運用準備	・公開ガイドラインの運用			秘書広報課 関係各課
組織の年次目標及び目標達成度の公表	市政運営のあり方を市民に分りやすく説明するため、行政経営システムが構築されるまでの間、人事考課の目標管理による業績評価の部長年次目標および目標達成度を公表します。	・人事考課制度の「目標管理による業績評価」の部長、課長シートの公開		・行政経営システムによる市政運営の公開		政策課 関係各課
ホームページの充実・情報量の拡大	掲載情報の適否、内容の検討などチェック機能を整備するとともに、外国語ページや携帯電話ページの開設に取り組みます。	・各部ホームページ担当者の配置とチェックチーム設置の検討 ・ホームページの検証、改善 ・携帯電話ページの開設 ・外国語ページの検討 市政モニターアンケート満足度60%	市政モニターアンケート満足度65%	市政モニターアンケート満足度69%	市政モニターアンケート満足度73%	秘書広報課 関係各課
ケーブルテレビの行政番組内容の充実	視聴者が興味を持ち、見たくなるような番組編成にします。 平成23年に導入される地上デジタル放送への対応に向けた研究に着手します。	・番組やコーナーの見直し ・デジタル放送対応の検討 市政モニターアンケート満足度61%	市政モニターアンケート満足度65%	市政モニターアンケート満足度69%	市政モニターアンケート満足度73%	秘書広報課 関係各課
市民とともに考え行動します						
自治基本条例の策定	市民、議会、行政の行動原理となり、また伊勢市の最高法規となる「自治基本条例」を市民を含む様々な主体の参画により策定します。	・まちづくり計画を策定するまちづくり市民会議において、自治基本条例についての議論を深める。 まちづくり計画：市民、NPO、行政等が、協働してまちづくりを進めるための活動の根拠となる「みんなのまちの計画」	・まちづくり計画が策定されるのにあわせ、具体的に自治基本条例の策定方法について決定	・市民を含めた様々な主体の参画のもと、自治基本条例を策定		政策課 市民参画交流課 行政改革推進課 総務課
膝詰め討論会の定期開催	市長及び市幹部が地域に赴き、積極的に市民と直接対話することにより、市の方向性などについて、市役所と市民が共通認識を持つことを目指します。	・膝詰め討論会の開始				政策課 市民参画交流課 総務課
地域経営意識の醸成	市民、各種団体、企業、市役所など伊勢市を構成する様々な主体が団結し、役割分担、連携しながら活力のある持続可能なまちをつくりていくといった意識を醸成します。	・地域経営研修会の開催 (職員向け、市民向け)				政策課 市民参画交流課 行政改革推進課
職員の市民活動への参加の推進	市民活動団体や自治会活動への職員の参加を推進するため、情報窓口を一元化するとともに、研修による意識の高揚や参加支援等環境の整備を図ります。	・研修実施	・市民活動団体や自治会の活動と職員とのマッチングの展開			市民参画交流課 政策課 行政改革推進課 職員課
審議会等の設置・運営のガイドラインの策定	審議会等の活性化とともに、行政の公正の確保と透明性の向上を図るため、委員の選任や会議の運営などについての全庁統一基準を定めま	・審議会等の設置及び運営に関するガイドラインの策定、運用				行政改革推進課 市民参画交流課 総務課
協働ガイドラインの策定	公共活動を、市民、地域活動団体、NPO、ボランティア、市役所が協力して実施する際の、それぞれの行動の仕方のルールを、様々な主体とともに策定します。	・庁内研究会・市民研究会の立上げ	・ガイドライン「協働のルール」の策定 (5年毎を目途に見直し)			市民参画交流課 政策課 行政改革推進課
市民活動の自立を支援します						
地域活動支援	自治会に対する財政支援の窓口を一元化します。 また、住民からの希望により行政が原材料を支給し、住民が作業を行うことにより住民のモチベーションの維持・向上を図り、また同時に経費削減につなげる制度、自治会や企業が道路や公園などの保守管理を行う制度、地域内分権の導入に向けた研究を行います。	・元気なまちづくり協働事業等の見直しの検討 ・先進地事例など地域支援制度の情報収集		・実施計画項目の「補助金・負担金の見直し」と支援制度を管轄している各課と調整	・実施計画項目の「補助金・負担金の見直し」と支援制度を管轄している各課と調整し、地域活動支援窓口の一元化の方向性の決定	市民参画交流課 関係各課
NPO等活動支援	NPO等が活動資金を獲得できるよう支援するとともに、市が把握している情報をNPO等に提供します。 また、市のホームページやケーブルテレビを活用して活動団体、活動状況を市民に発信していきます。	・活性化活動事業補助を実施 ・国・県・企業の支援事業の情報を収集し提供 ・市の媒体を通じた団体や活動の市民への紹介				市民参画交流課 秘書広報課
地域活動・市民活動への施設提供	公の施設の空き情報と自治会や市民活動団体のニーズを把握し、調整します。 また、地域活動の拠点として学校の空き教室を開放することについて検討します。	・先進地事例の情報収集	・実施の検討	・方向性の決定		市民参画交流課 管財契約課 学校教育課 関係各課